平成２２年（フ）第２８３号
愛知県豊田市水源町４丁目３番地２
債務者　玉井　祐美（旧姓寺尾）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
相模原市緑区上九沢351番地２　メゾン前田101
債務者　名原　清隆
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１４７号
相模原市中央区上溝343番地４
債務者　阿部　和彦
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１５８号
相模原市中央区田名4812番地３
債務者　樋口　尚志
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１７９号
相模原市南区麻溝台６丁目８番８号　レオパレス麻溝台106
債務者　小川　　祥
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１８２号
相模原市中央区横山台２丁目18番２―202号
債務者　三隅　　純
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１８５号
相模原市南区相武台２丁目15番９―110号
債務者　池田　　隆
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２５７６号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目３番23―1011号
債務者　堀内　紀子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３５号
相模原市緑区根小屋2966番地34　レイクヒルズ５番館101号
債務者　松永　信行
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１７２号
相模原市中央区千代田６丁目３番８号
債務者　戸張　悦子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８１２号
横浜市鶴見区生麦５丁目４番20―312号
債務者　及川　和剛
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０２４号
神奈川県大和市西鶴間１丁目23番１号　サニーコーポ林間105
債務者　安藤　武志
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０９５号
神奈川県大和市下鶴間3841番地40
債務者　大野エジソン和夫こと　オオノ　エジソン　カズオ
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１０３号
横浜市鶴見区駒岡１丁目22番Ｄ―605号
債務者　河村　敏矢
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７２号
岡山県加賀郡吉備中央町竹部2164番地１
債務者　山﨑　　薫
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部